

農地をつなげる、もっと身近に。

妻有のきずな

十日町市 農業委員会だより

2018年9月10日発行

No.25

十日町市農業委員会

小さな頃から米農家のおじいちゃんをみて育ったから、農業には抵抗がなかった。むしろ継ぎたいと思っていた。ところが、海外に興味を持ち始めてからは、「世の中を変えたい」「世界が平和になるような、楽しい仕組みづくりがしたい」と思うようになり、国際環境NGO A SEED JAPANで勤めた。アメリカ同時多発テロをきっかけに十日町市に戻ってきてからは、養豚場などの勤務、青年海外協力隊などを経て、夫と結婚。いまではともに子育てしながら、「まつのやま茶倉」を設立して、農業に取り組む。栽培しているホーリーバジルはお茶加工され、県内外で販売。今後の展望は「まちと山をつなぐこと」「手と土をつなぐこと」。土に触ると心も身体にもよい。まちの人たちにも、これを日常に繋げられるようなことをしていきたい。

まちと、山をつなぎたい



まつのやま茶倉

嶋村 真友子 (38)
しまむら まゆこ



魚沼産米で酒造り

～十日町産酒米研究会発足～



北村 公太郎

(農業委員)



十日町市農業委員になつて四年目です。毎月の総会で地域の農地面積が進み、法人や中心的農家の経営面積が大きくなつてゐるのを実感しています。私自身も水稻農家を親から繼いで十年目になりますが、経営面積は十年前の倍近くまで増えました。

その中で「魚沼産コシヒカリ」に頼つた経営に危機感を感じはじめ、平成二十四年からコシヒカリの後に収穫できる酒米「越淡麗」の栽培を始めました。その縁で冬場は地元の酒造会社で酒造り、夏場は米作りという仕事のサイクルもできました。

昨年二月十日町市の支援で、酒造会社、生産者、消費者による十日町産酒米研究会が発足し、会長を務めることになりました。三十年産の研究会の作付け面積は四十六ヘクタールで、魚沼地方の酒造会社八社と出荷契約をさせていただきました。大粒で胴割れのない酒造りに最適な酒米生産をしなければと身の引き締まる思いです。

生産者側は経営面積が増えても早生（五百万石、たかね錦など）、中生（コシヒカリ）、晚生（越淡麗）を作付けることで設備の有効利用が

でき、かつ適期作業・収穫でそれぞれの品種の安定生産につながります。一方で地元魚沼の原料米が各酒造会社に安定的に供給できれば酒造りも安定し、日本酒の高品質化にもつながり、新たな付加価値として宣伝効果も期待できます。

魚沼産コシヒカリと魚沼産日本酒、二つの「おいしいもの」に関わっていることに幸せを感じながら日々の仕事に取り組んでいます。



十日町産酒米研究会 研修会・総会の様子

越後田舎体験

～民泊（ホームステイ）への取り組み～



村山進一

（農地利用最適化推進委員）



十日町市には毎年田舎での体験を求めて、首都圏を中心に市外から多くの小中学生が体験旅行で訪っています。当市においては、松代地域と松之山地域が平成十年度から、十日町地域が十八年度から、中里地域が二十二年度から受け入れを開始しています。川西地域もようやく二十九年度にかわにし田舎体験推進協議会を立ち上げました。

私も昨年八月に港区からの男子中学生四人を一泊二日で受け入れました。一日目の対面式が仙田地区の「道の駅」であったことから、戻りの途中にある松葉沢ダムを見学し、川西土地改良区では、数藤局長さんから「森じい」の服装に変身して頂き、コシヒカリの水源となる川西ダムほか四つのダム群の役割をジオラマと遠隔制御室で説明して頂きました。

当日は猛暑日で、昼食を食べたのちしばらく休み、じやがいも掘りと枝豆の草取りをして、夕食後は生徒たちの居住区ではできない花火遊びで盛り上りました。後にお礼の手紙の中に枝豆の草取りが一番印象に残ったとありました。それは草が伸びていたことから、ビフォア・アフターがはつきりしたためと思いました。また他にも二泊三日の体験の中で、民泊が一番の思い出になつたとあり、私も妻も受け入れて良かつたと自己満足に浸りました。

今年は、五月に都内の女子中学生四人を受け入れたところ、生徒それが課題を持つて参加していました。生徒たちから、現在の農業形態

についての利点、問題点と合わせ田んぼのもたらす自然への恩恵についての質問があり、私は、①当地域においても担い手不足が進む中、農地中間管理機構が果たす役割の大きさ積することにより、交付金の増額が見込まれ農家の負担軽減につながる。②土地改良事業においても農地を集積することにより、田んぼは洪水時に、田んぼダムとして洪水を抑制する働きを持つていること等を話しました。

一日目はじやがいも・枝豆の定植をした後、JR千手発電所に案内をし、山手線の電源の一翼を担つていることを話しました。今回も昨年と同様に、夕食後に花火遊びをやつたところ、男子以上に盛り上がり、普段静かな我が家も久々に楽しいひと時を過ごすことができました。布団の中に入つてからも、子供たちの笑い声が延々と続くのを聞き、日常から解放され、本来の子供たちの姿になれたのだなと思いながら私は眠りに就いたのでした。

視察研修旅行

～最新の農業に触れる～

近藤正男（農業委員）
小海輝忠（農地利用最適化推進委員）
小島一夫（農地利用最適化推進委員）



近藤正男

七月四日～五日、一泊二日の農業委員会視察研修に参加しました。初の視察研修先は茨城県の「筑波宇宙センター」と「ISEKI夢ある農業総合研究所」です。

十日町市は茨城県とは親しみが少ないと思いますが、高速道路の整備開通により午前中につくば市に着くことが出来ました。

一日目の「筑波宇宙センターハー」ではH-IIロケットの実物大に驚きました。

二日目の「ISEKI夢ある農業総合研究所」の水稻部門では当然ながら作業機械は大型化され、コストを重視し、GPSなどコンピューターを駆使したもので、十日町地域では生産者や場所が限定されると感じました。そんななかで、地力によって自動で施肥量を変えられる田植機が小型化されると小規模生産者には朗報と感じました。

最後に今回の視察研修で感じたことは、気候や地理が好条件であっても雑草が茂り、耕作放棄されている所が多く見受けられることです。十日町地域の現状で耕作放棄は防止出来るでしょうか。



小海輝忠

今回の研修では、茨城県へ視察に行きました。特に、ISEKI夢ある農業総合研究所は、なかなか行く機会のないところだつたのでいい視察になりました。

ISEKI夢ある農業総合研究所では、最新の農業機械や栽培技術の研究・実証・普及活動を行っています。その中でも、GPSガイダンス搭載トラクターや水田を活用した野菜づくりに、興味を持ちました。

トラクタは、GPSの位置情報を活用して代かき作業などをタブレットの画面に表示し、そ

れを利用することで、今までの無駄を省くことができ、作業効率が上がるのに良いと思いました。

また、水田を活用した野菜づくりは、これから必要なことだと思いました。特に、米価の安いところではなく、園芸との複合営農が必要だと思います。そのためには、地域にあった栽培方法と機械化が必要だと思いました。

今回の視察ではいろいろな話が聞け、他の委員の人たちとも情報交換ができたので良かったです。



小島一夫

今回の研修では、茨城県へ視察に行きました。特に、ISEKI夢ある農業総合研究所は、なかなか行く機会のないところだつたのでいい視察になりました。

ISEKI夢ある農業総合研究所では、最新の農業機械や栽培技術の研究・実証・普及活動を行っています。その中でも、GPSガイダンス搭載トラクターや水田を活用した野菜づくりに、興味を持ちました。



です。

初日の筑波宇宙センターは、農業と無縁のように見えて、センターを案内頂くと宇宙から見る地球の展望は海と緑と雲、宇宙開発はまさしく農業を宇宙から導く未来を感じさせるものでした。国際宇宙ステーションを不眠不休で支えるオペレーションセンター、宇宙飛行士の訓練施設、実物大のH-IIは構内入口正面に展示、敷地の広さと全てが圧巻です。土浦の予科練記念館は悲しい過去の歴史について若い学生が真剣に説明のメモを取りっていたのが印象に残っています。二日目はISEKI夢ある農業総合研究所視察後に、牛久大仏の見学に向かいました。話には聞いていましたが覆いかぶさるような巨大仏像に胴体内エレベーターでの内覧、全てが桁違いの仏像で、最後に豊作と無災害を祈念して帰途につきました。



農業委員会からのお願い

手続き編

I 農地の権利移動等について（所有権移転、賃借権・使用貸借権設定など）

◎農地の貸し借りや売買・交換などは、農地法第3条に基づく申請（許可）、または農業経営基盤強化法（強化法）に基づく申し出が必要です。農地の要件や借り手・買い手の要件により申請内容が異なりますので農業委員会事務局へご相談ください。

II 農地の転用について

◎農地を農地以外の用途に変更したい場合は、農地の所有者自らがその農地を転用する場合は農地法第4条、農地の所有者から農地を買う、または借りて転用する場合は農地法第5条に基づく申請（許可）が必要です。ただし、許可基準に該当しない場合は許可できませんので、農地転用をお考えの方は、早めに農業委員会事務局へご相談ください。

【注意点】

- ①転用したい農地が転用許可基準に適合しない場合は、転用できません。
- ②転用したい農地が「農振農用地区域内農地」となっている場合は、原則転用できません。
「農振農用地区域から除外」されて転用許可基準に適合するときは、転用できる場合がありますので、農林課または農業委員会事務局にご相談ください。

◎農地の転用が完了したら、「完了届」と「農地転用事実確認願い」を提出してください。農業委員会で転用事実確認後、証明書（手数料300円）を発行しますので、法務局で登記の手続きを行ってください。

◎農業委員会の許可なく、無断で農地を転用したり、許可内容と異なる目的に転用した場合は「違反転用」となります。違反転用には厳しい処分、罰則が科されます。違反転用が発覚した場合には、工事の中止や、もとの農地に戻す命令をする場合もあり、従わない場合は個人にあっては3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金が科される場合があります。

III 各種申請書類の提出について

◎農業委員会の総会が毎月25日に開催されます。（土日・祝日の場合は後おくり）

農業委員会の許可が必要なものについては毎月10日までに必要書類をそろえて農業委員会事務局に提出してください。提出書類に不備等がある場合は受付できませんので、提出する際は内容をご確認ください。

IV 各種届出について

◎下記の事案がありましたら、農業委員会事務局に届け出てください。

- ・農地を相続した。（法務局で相続登記を行ってください。）
- ・経営主を変更した。（農協、農済、土地改良など農業関連団体の変更手続きも行ってください。）
- ・農地の貸借契約、使用貸借契約を解約した。
- ・農地の転用が完了した。

※農地の権利移動や経営主の変更などがあった場合は、農業委員会への届出のほか、各農業関連団体等にも届出が必要な場合がありますのでお問い合わせください。

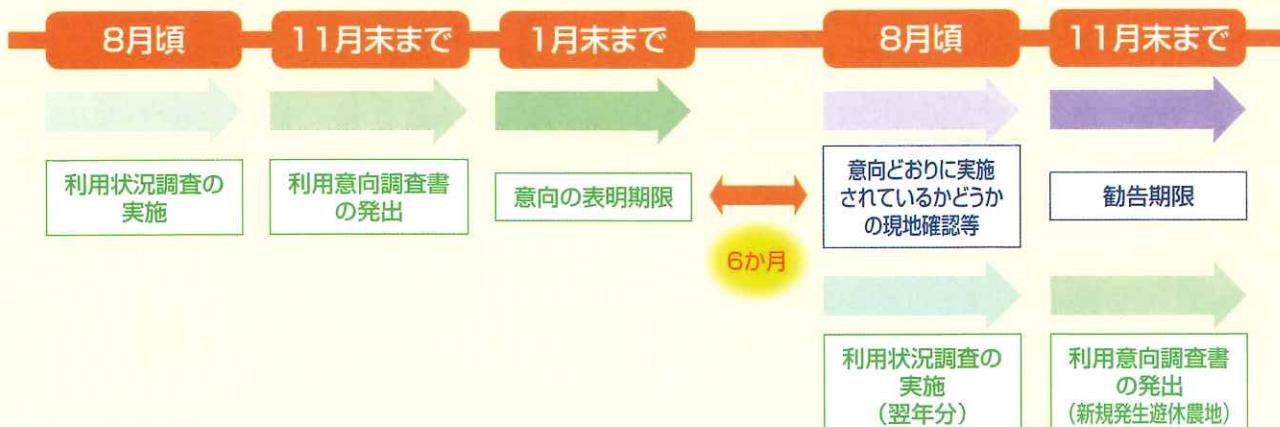
農地利用状況調査（農地パトロール）、実施中！



農業委員会では、毎年市内の農地について、耕作管理が適正に行われているか利用状況を調査しています。農業委員・農地利用最適化推進委員が農地に立ち入って調査をすることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

農地利用状況調査の結果、耕作されていない状況が続いている農地は、所有者や耕作者に今後の利活用についての意向調査や、耕作の再開をお願いするなどの措置を取ります。耕作を再開することが難しい場合は、所有者の意向を確認しながら経営規模拡大を考えている農業者や農地中間管理機構への橋渡しを行います。

実施スケジュール



農地利用状況調査



遊休農地

農地を荒らすと
もとにもどすのは大変です。
適正な管理をお願いします。

編集後記



農業委員会だより「妻有のきずな第25号」をお届けします。

この夏には西日本が大雨により甚大な被害を受け、被災された地域の皆様に心よりお見舞い申し上げます。最近は「想定外」という言葉をよく耳にします。特に天候は、「観測史上初」とか「過去最高」など今まで経験したことのない事例が多くなりました。過去の経験からある程度予測することはできますが、同じような年はあっても、毎年同じではありません。今年の秋の実りが想定外に豊作となることを願います。【事務局】

農地のお悩み相談は、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局まで。

十日町市農業委員会事務局

本局(中里) 763-2515(直通) 十日町事務所 757-3286(直通) 川西事務所 768-4951(地域振興課直通)
松代事務所 597-2222(農林建設課直通) 松之山事務所 596-3132(地域振興課直通)

発行：十日町市農業委員会 編集：情報部会 印刷：(株)アートプラザムラヤマ